

高校における男女共学の現状と家庭科

佐々木 享

はじめに — 男女共学問題研究の意義と課題の限定
いまや国公立高等学校の8割は「共学校」である
国立にも2校ある別学高校
9割以上が「共学校」となった公立高校
男子のみ・女子のみの公立高校は東北・北関東に多い
公立高校における「男子のみ」の高校の存在形態
公立高校における「女子のみ」の高校の存在形態
「女子高校」を名っている公立高校もある
私立高校でも共学校がふえている
専門学科では男女の偏りが大きい

別学校もある市町村立高校
女子向き学科とされている学科家庭科
生活科も女子向き学科である
ほとんど女子のみの衛生看護科
女子が敬遠する工業科、水産科
公立高校における「男子のみ」「女子のみ」の学校・
学科の存在形態のまとめ
国公立高校における「別学校」解消への可能性—若
干のまとめ

はじめに — 男女共学問題研究の意義と課題の限定

男女共学の実態と理論に関する研究は、今日なおひじょうに乏しい。こうした事情にかんがみて、筆者は最近、戦後日本における共学理論の推移を素描してみた(佐々木享・横山悦生「家庭科教育の現代史と雑誌『家庭科教育』」, 復刻版『家庭科教育』別巻, 大空社, 1990年, 191~194頁)。ここで明らかにされた論点の一つは、共学については理論的にも実態的にも家庭科教育の位置づけが問題になる, ということであった。他方、公立高等学校の教職員組合運動では、高校三原則ということばがしばしば語られる(たとえば、日本高等学校教職員組合編『日高教運動史』1991年, 労働旬報社)。高校三原則とは男女共学制, 通学区域制, 総合制をさす。このうち男女共学制については戦後初期の男女共学実施過程につき若干の研究論文がみられるのみで(阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』1983年, 橋本紀子「わが国の男女共学実施過程にあらわれた国民の男女観に関する研究(1)~(3)」『女子栄養大学紀要』第16, 18, 19号, 1985, 1987, 1988年など), その後の事態の推移に関する研究はまことに乏しい。そこで本稿では、わが国の高等学校における男女共学の進展状況の現段階における若干の特徴, および、それとの関連でみた家庭科の位置の特質を解明することを試みる。ここでいう「男女共学」の意義については有倉遼吉・天城勲『教育関係法〔II〕』の「原則とし

て、(1)同一の教室において、(2)同一の教科または学科に関して、(3)同一の教員により、(4)同一の方法・教材をもって学校教育が実現せられること」(1958年, 日本評論新社, 83-84頁)をとり、これ以外の学習方式を別学という(「別学」については、井上恵美子・伊藤めぐみ「戦前日本における別学の諸相と女子の標準的進学経路図に関する研究ノート」『技術教育学研究』第7号, 1991年3月, を参照)。

また、家庭科とは、高等学校学習指導要領における教科としての「家庭」をさし、具体的には、①「家庭」に属する「家庭一般」, 「生活一般」, 「生活技術」等々の各科目と、②家政科, 被服科等の「家庭に関する学科」(以下においては「学科家庭科」という)の両方をふくむものである(拙稿「高校の学科家庭科に関する覚書」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第34巻, 1988年3月)。いわゆる家庭科共修論者(たとえば、『家庭科の男女共修をすすめる会会報』)や一部の家庭科研究者の如く、家庭科を論ずると称しながら①のみをとりあげ、②を全く視野に入れない論者があるので注意しておきたい。また「農業に関する学科」の1種である生活科においては「家庭」に属する科目の単位数がその教育課程の専門科目の単位の過半を占めているので、本稿では生活科を学科家庭科に並ぶ学科として考察の対象とする。

旧学制は、尋常小学校(1941年以後は国民学校初等科)修了以降の進学経路を男女で異にしていた。すなわち、尋常小学校以後については、男女に異なる学校

体系が用意されていた。したがって旧学制下の「男女共学」(及びその対概念としての「別学」)に関する制度と実態は、とくに尋常小学校卒業以後のそれについては、学校体系にそくして考察しなければならなかった(井上・伊藤, 前掲)。ところが、戦後の新学制は、学校体系を完全に単一化したので、学校体系にかかわる共学、別学の問題、換言すれば、法令によって男子または女子の入学を禁止している学校制度は存在しない。

しかし、新学制のもとでも別学は存在する。本稿では、論点を鮮明にするために、私学の自由の原則のもとに別学制をとる学校が少なくない私立学校をのぞいて考える。

現在の国公立の幼稚園には別学は存在しない(らしい。確認したわけではない)。国公立の小学校にも今日では別学は存在しない。

旧学制のもとでは官公立学校においても男子(のみ)の小学校、女子(のみ)の小学校が一部に存在した。しかし新学制下の小・中学校には「男子のみ」である筑波大学附属中学校1校をのぞいて、この種の別学校は知られていない。これは、今日の国公立小・中学校の最も重要な特徴の一つである。戦後初期には小学校の家庭科の一部に男子と女子に別の課題を与えていたことがあったけれども、今日では、学習指導要領も認めていないのでこの方式はなくなったものと考えられる。

中学校には、現行中学校学習指導要領では、体育の一部種目および技術・家庭科に学習領域の性別指定が残っている。実際のこの教科の一部では別学の学習が行われている。1989年の学習指導要領改訂でこの種の学習領域の性別履修指定はなくなった。学校あるいは教師による性別履修指定が残る可能性はある。しかし、制度としての別学がなくなったことは歴史的に重要なことである。

高等学校は、国公立学校にあっては後述のように大部分が共学である。しかし高等学校には、大別して二つのかたちで別学が存在する。その第1は、国公立の高等学校にも僅かにせよ男子のみあるいは女子のみの学校あるいは学科が存在することである。県教委の規則のうえでは男女に門戸を開放していても、実態としては男子のみ、女子のみとなっている高校あるいは学科もある。第2に、高等学校には、このような別学だけでなく男女の生徒がいるいわゆる「共学校」にあって、教科科目のレベルで別学が存在する。現行学習指導要領が女子にのみ「家庭一般」を必修としていることはその顕著な事例である。若干の高校のように、

この方式の存在を、「男子のみ」「女子のみ」の高校を設ける理由としている場合すらある。しかしこの「家庭一般」女子のみ必修方式は、女子差別撤廃条約に抵触するとされ、1989年の学習指導要領改訂では解体された。男女すべてが「家庭一般」「生活一般」「生活技術」の3科目のうちから1科目を必修することとなったのである。この改訂の過程で、一部の家庭科関係者が「家庭一般」を女子用科目として残すことに執着したため、上記3科目は等質の科目として併存しているのではなく、「家庭一般」には女子用科目としての性格が温存されている(拙稿「高校教育課程における実生活との結合と乖離と——『家庭一般』女子必修方式解体によせて」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第36巻, 1990年3月)。このことに象徴されるように、家庭科(冒頭にのべたように学科家庭科や生活科をふくむ)は高校における別学に深くかかわっている。共学問題に関連して家庭科を問題にする所以である。これらのシステムと実態を解明することが本稿の主な課題の一つである。

4年制の国立大学は、男子の入学を拒否しているお茶の水・奈良両女子大学をのぞき、東京・神戸の両商船大学をふくめてすべてが男女に門戸を開放している。家政学部を置く国立大学はこの2大学のみであるから、国立大学に関する限り、家政学は女子のみの学問ということになっている。このほか4年制の公立大学には、〇〇女子大学を名り男子の入学を拒否している大学が7校ある。国立の短期大学には女子のいない学校が6校あり、すべて電気工学科あるいは機械工学科のみの学校である(確認したわけではないが、男女に門戸を開放しているのに女子の入学者がいないということなのであろう)。公立の短期大学では、『学校基本調査』によると54校中21校が女子のみで、このうち12校は「女子短期大学」を名っている。公立短期大学で男子のみの学校はない。高等専門学校の学科は、現在のところ工業あるいは商船だけで、男子のみあるいは女子のみの学校は1校もない。しかしながら、本稿では、大学、高等専門学校についてはこれ以上言及しないこととする。

なお本稿では、高校の学校・学科ごとの在籍生徒数の性別内訳を調べるために、労働省職業安定局監修『全国高等学校便覧』の1991年版と1992年版とを用いた。この『便覧』は、国公立の全高等学校について、91年版では1990年3月卒業生数と1991年3月卒業予定者数を、92年版では91年3月卒業生数と92年3月卒業予定者数を、それぞれ男女別にしめしている。同一時点で調べたものでないという難点はあるけれども、大

表1 男女別高等学校数(分校をのぞく)

年	国公立計				国立				公立				私立			
	計	男女	男のみ	女のみ	計	男女	男のみ	女のみ	計	男女	男のみ	女のみ	計	男女	男のみ	女のみ
1950	2,903	1,838 (63.3)	499	566												
1955	3,294	2,314 (70.2)	406	574	21	11	9	1	2,380	2,071 (87.0)	195	114	893	232 (26.0)	202	459
1960	3,549	2,478 (69.8)	409	646	23	12	10	1	2,514	2,187 (87.0)	177	140	1,012	279 (27.6)	222	505
1965	4,082	2,903 (71.1)	448	721	24	14	9	1	2,874	2,494 (86.8)	198	179	1,184	395 (33.4)	241	541
1970	4,233	3,067 (72.5)	418	736	24	15	8	1	2,992	2,632 (88.0)	166	193	1,217	420 (34.5)	244	542
1975	4,946	3,743 (75.7)	435	745	17	15	1	1	3,701	3,309 (89.4)	179	213	1,228	419 (34.1)	255	531
1980	4,946	3,809 (77.0)	411	704	17	15	1	1	3,694	3,372 (91.3)	144	178	1,235	422 (34.2)	266	525
1985	5,250	4,129 (78.6)	399	699	17	15	1	1	3,953	3,647 (92.3)	127	179	1,280	467 (36.5)	271	519
1990	5,342	4,321 (80.9)	334	668	17	15	1	1	4,020	3,773 (93.9)	81	166	1,305	533 (40.8)	252	501

(『学校基本調査』による。)

勢を知るうえで重大な支障はないと判断して用いることとした。また、県の規則等は1991年10月現在のものである。

いまや国公立高等学校の8割は「共学校」である

はじめに、『学校基本調査』の「男女別学校数」の変遷により、高等学校における男女共学の進展状況を掲げる(表1)。

この表は、当該の学校の生徒が男子のみなのか、女子のみなのか、それとも男女ともにいるのか、という実態をしめしている。換言すれば、この意味での実態だけをしめしている。①男子のみの学校についていえば、規則により男子の入学を拒否しているのか、規則は性による制限をしていないのに結果として男子だけになっているのか、の区別はわからない。②女子のみの学校についても同様のことがいえる。③男女ともにいる学校についても、群馬県などのいくつかの高校のように、男子の入学を拒否する学科、あるいは女子の入学を拒否する学科があっても、それが共学を前提として現に男女がいる学科や課程を併置している学校は、男女ともにいる学校として扱われている。また、男女

を入学させても男子と女子とを別学級に分けている学校(このような学校を一部の教師は「併学」と呼んでいる)の存在を、この表から読みとることはできない。

以上のような難点があるにもかかわらず、表1から、国公立高校全体として、男女ともにいる学校は、1950年の63.3%、1955年の70.2%から1990年の80.9%へと着実に増加していることを確認することができる。すなわち、おおまかにいえば、男女がともにいる高校は戦後一貫して増加しており、それは、今日では全体の8割に達していることが注目される。これが、高等学校における男女共学の進展状況の最も基本的な特質である。

国立にも2校ある別学高校

国立の高等学校(すべて国立大学の附属学校)は、初期には20数校あったが、1974年以降は17校あるに過ぎない。これら国立高校のうち、女子のみの高校は戦後一貫して1校のみ、男子のみの高校は1960年代には10校ほどあったけれども、1974年以降は1校のみで、他はすべて共学である。

国立の高等学校で女子生徒のみとなっているのは、

お茶の水女子大学附属高等学校である。同校の場合は、発足の当初から「お茶の水女子大学附属高等学校規程(1953年2月20日制定)」中に生徒定員を「女子〇〇人とする」と定めている。

現在、国立の高校で男子生徒のみの高校は筑波大学附属駒場高等学校1校のみである。同校の場合、「校則」上の生徒定員の規定には性別の指定はなく、毎年の「生徒募集要項」で「男子〇〇名」と定めるのが例となっている(同校教務部の談話)。

9割以上が「共学校」となった公立高校

男女両性の生徒がいる学校をここで仮に「共学校」と名づければ、公立高等学校では「共学校」が圧倒的に多い。すなわち、公立の「共学校」は発足直後の1948～51年に実施された統廃合(拙稿「高等学校はどのように生まれたか」『季刊高校のひろば』創刊号, 1991年9月)を経て1955年にすでに87.0%に達しており、その後もほぼ着実に増加し、1990年には93.9%に達している。公立高校の圧倒的多数は「共学校」になっているといえよう。したがって、僅かに残っている男子のみの高校、女子のみの高校の存在形態を解明することが重要な課題となる。

* 前述の如く、この意味での「共学校」には男子のみあるいは女子のみの学科を設けている学校もふくまれている。

公立で普通科のみの高校の場合には、1通学区1高校というシステムのもとでは、必然的に共学となる。1通学区に2校以上の高校がある中学区、大学区の場合は事情は複雑になる。東京都の場合、普通科については男女それぞれに定員を定めて共学を確保している。大阪府の場合は、男女それぞれの志願者数に応じて入学定員を確保する方式をとって、共学を維持している。中学区制、大学区制のもとでこの種の措置をとっていない場合には、制度上は共学をうたっているが、後述のように、男子のみの高校、女子のみの高校が生まれる場合がある。今日の都道府県の公立高校は、京都府が1985年に小学区制から中学区制に移行したのを最後にすべて中学区制、大学区制をとっており、小学区制はない。そのなかで東京、大阪のような措置をとっている道府県が極めて少ないのに「共学校」が圧倒的に多いのは、共学が広範な国民に支持されている証拠だといえよう。

* 長野県の公立高校は、当初から県教委の規則ではすべての学校・学科を男女に開放してきたけれども、諏訪二葉、岡谷東、上田染谷ヶ丘などいくつかの普通科のみの高校は1980年代まで女子のみで

あった。'80年代後半に入ってこれらの高校にも男子が入学するようになったので、現在の同県の公立高校は長野市立皐月高校(女子のみ)1校をのぞきすべて「共学校」となっている。

男子のみ・女子のみの公立高校は東北・北関東に多い

在籍生徒が男子のみ・女子のみの公立高校(分校をのぞく)を『全国高等学校便覧』で抽出してみると、男子のみ103校、女子のみ164校で、その都道府県別分布は表2の如くなる。『学校基本調査』の掲げる数81校、166校とは一致しない(とくに男子のみの高校数のずれが大きい)けれども、大勢を理解するうえで支障はない。なおここで男子のみの高校とは、当該校の全日制・定時制・通信制を合わせてみたものである。たとえば宮城県の仙台第一高校は一般には男子のみの高校として知られているけれども、併置されている通信制課程には女子も在籍しているので、ここでは男女がともにいる「共学校」として扱われている。

女子のみの公立高校(計164校)は、男子のみの公立高校(計103校)の1.6倍に達し、東北、北関東に多い。女子のみの公立高校も全国各地にあるとはいえ、都道府県立高校に限って言えば、特定の県に多いことが注目される。これら特定の県では、後述のように、県の規則で特定の高校を「女子のみ」と定めたり、校名に「女子」の文字を入れたりしているからである。

男子のみの高校は、女子のみの高校とは違って宮城県をのぞくと集中している県は少なく、全国的に広く分散している。これは、後述のように、女子のみの高校とは違って県の規則などで「男子のみ」と定めている例がひじょうに僅かで、工業高校や水産高校のように、男女に門戸を開放しているのに女子が入学しないために生じた結果に過ぎない場合が多いからである。実際、男子のみの公立高校中で工業科のみの高校(その大部分は工業高校を名のっている)は65校に達しており、女子のいない水産高校も6校ある。

以下においては、こうした男子のみ・女子のみという別学の存在構造を、若干の事例を手がかりとして解明してみよう。

公立高校における「男子のみ」の高校の存在形態

公立の男子のみの高校は、『学校基本調査』によると、1955年には195校あって、女子のみの高校(114校)より多かった。この男子のみの高校は、1962～64年には200校を越えたが、のち次第に減少して1990年には

表2 公立の「男子のみ」「女子のみ」の高校の都道府県別分布(1990年)

県名	男子のみの高校			女子のみの高校		
	都道府県立	市町村立	計	都道府県立	市町村立	計
北海道	3(工2, 水1)	—	3	—	4	4
青森	—	—	—	3	—	3
秋田	—	—	—	6	—	6
岩手	1(工1)	—	1	1	—	1
山形	3(工2)	—	3	5	1	6
宮城	13(工2, 水2)	1	14	10(9)	3(3)	13
福島	8	—	8	12(11)	—	12
栃木	4	—	4	11(9)	—	11
茨城	1(工1)	—	1	12	—	12
群馬	3	—	3	13(10)	3(3)	16
埼玉	5(工2)	—	5	10(9)	2(2)	12
千葉	2(工1, 水1)	—	2	11(3)	—	11
東京	3(工2)	—	3	—	—	—
神奈川	5(工5)	3(工3)	8	3	1	4
山梨	1(工1)	—	1	—	—	—
長野	—	—	—	—	1	1
静岡	2(工1, 水1)	—	2	7	1	8
新潟	2(工2)	—	2	4(3)	1	5
富山	—	—	—	4(4)	—	4
石川	1(工1)	—	1	2(2)	1(1)	3
福井	—	—	—	—	—	—
愛知	4(工3, 水1)	1(工1)	5	3	—	3
岐阜	—	2(工1)	2	5(5)	1(1)	6
三重	—	—	—	—	—	—
滋賀	1(工1)	—	1	1	1(1)	2
京都	—	—	—	—	—	—
奈良	—	—	—	1(1)	—	1
和歌山	2(工2)	—	2	—	2(1)	2
大阪	2(工2)	4(工4)	6	1	—	1
兵庫	5(工4)	2(工2)	7	2	—	2
鳥取	—	—	—	—	—	—
岡山	2(工2)	2(工2)	4	1	—	1
島根	—	—	—	—	1(1)	1
広島	1(工1)	—	1	—	1	1
山口	7(工6)	—	7	2	—	2
香川	—	—	—	—	—	—
徳島	1(工1)	—	1	—	—	—
愛媛	2(工2)	—	2	—	—	—
高知	—	—	—	—	—	—
福岡	—	—	—	—	3(2)	3
佐賀	1(工1)	—	1	1	—	1
長崎	1(工1)	—	1	—	—	—
大分	—	—	—	2(1)	—	2
熊本	1(工1)	—	1	1	—	1
宮崎	—	—	—	—	—	—
鹿児島	—	—	—	1(1)	2(2)	3
沖縄	1(工1)	—	1	—	—	—
合計	88 (工52, 水6)	15 (工13)	103	135 (68)	29 (17)	164 (85)

(注) 1. 「男子のみ」の()内の「工」は工業科のみの高校, 「水」は水産科のみの高校の数で, 内数である。

2. 「女子のみ」の()は, 学校名に「女子」の文字をふくむ高校で, 内数である。
『全国高等学校便覧』1991年版, 1992年版による。

高校における男女共学の現状と家庭科

81校すなわち「女子のみ的高校」(166校)の半分以下になっている。

公立の男子のみ的高校には、まず、①県教委の規則(規則の名称は多様である。以下同じ)によって当該校に設置されている全日制課程のすべての学科(普通科のみの場合が多い)を「男子のみ」と定めているために男子のみとなっている学校がある*。これは、県教委による女子拒否型といえよう。

宮城県(「宮城県立高等学校学則」による)

仙台第一、仙台第二、石巻、石巻商業、塩釜、古川、氣仙沼、白石、角田、築館、小牛田農林。

栃木県(「県立学校管理規則」による)

宇都宮、宇都宮東、栃木、足利、真岡、烏山、大田原。

埼玉県(「埼玉県公立高等学校通則」による)

浦和、川口、鴻巣、川越、松山、熊谷、春日部。

群馬県(「群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則」による)

前橋、高崎、桐生、伊勢崎東、太田、沼田、館林、藤岡、富岡。

*これらの学校でも、その定時制課程または通信制課程はすべて男女に門戸を開いているので、表2の数とは合致しない。

また、②山形県の山形南高校や福島県の福島高校等々のように、規則では男女に門戸を開放していても実態として男子のみとなっている学校がある。とくに、男女に門戸を開放していても、現実に女子がいない工業高校は全国各地に散在し、1990年現在で65校にのぼり、男子のみで公立高校の過半数を占めていることには注意を要する。

公立高校における「女子のみ」の高校の存在形態

公立の女子のみ的高校は、『学校基本調査』によると、1955年には全国で114校(全公立高校の4.8%)に過ぎなかったが、その後次第に増加して1975年には213校(全高校の5.8%)まで増加した。これ以後次第に減少して1990年には166校(同4.1%)となっている。減少傾向は男子のみ的高校のそれよりも緩慢である。

公立の女子のみ的高校も、男子のみ的高校と同じく、まず①県教委の規則によって全日制課程のすべての学科(普通科のみが多い)が「女子のみ」と定められている学校がある*。県教委による男子拒否型というべきものである。

宮城県

第一女子、第二女子、第三女子、石巻女子、塩釜

女子、古川女子、鼎が浦、角田女子、築館女子、矢本。

栃木県

宇都宮女子、宇都宮中央女子、栃木女子、佐野女子、足利女子、足利西、真岡女子、大田原女子、小山城南、烏山女子、大田原女子。

群馬県

前橋女子、高崎女子、桐生女子、伊勢崎女子、太田女子、太田西女子、沼田女子、館林女子、藤岡女子、渋川女子、前橋東商業、吾妻、境。

埼玉県

浦和第一女子、常盤女子、鴻巣女子、川越女子、松山女子、秩父東、熊谷女子、行田女子、不動岡女子、春日部女子、久喜(定時制は共学)。

千葉県(「県立高等学校管理規則」による)

千葉女子、松尾、若葉看護、銚子、佐原女子、茂原、野田(定時制は共学)、松戸、佐倉東、大多喜女子、御宿家政、安房南、木更津(定時制は共学)。

*併置している定時制課程が共学とされ、そこに男子が在籍することは多いので、ここに掲げた学校がすべて「女子のみ」の学校というわけではなく、したがって表2の数とは合致しない。

また、②県の規則では性別の指定をしていないのに、秋田県のように、県の公表する生徒募集要項において、特定の高校(7校)、特定の学科(生活科、生活科学科、衛生看護科、家政科)を女子〇名として公表する形式をとる県(青森県、富山県も同じ方式)、③規則や生徒募集要領では男女に門戸を開放していても実態として女子のみ的高校とがある。この③のタイプの女子校は山形県、静岡県にも多い。熊本県の女子のみ的高校として知られる第一高校も、この③のタイプである。長野県では、このタイプの学校が、最近になって「共学校」となったことは前述した。なお、福島県における県立高校で女子のみ的高校には、福島女子、福島西女子、盤城女子、会津女子、若松女子、安積女子、郡山女子、白河女子、須賀川女子、相馬女子、喜多方女子のように「女子」の文字を入れた高校と、富岡高校のように「女子」とうたっていないのに女子のみとなっている高校とがある。

また、設置学科が学科家庭科や衛生看護科のみのため、たてまえとしては男女に門戸を開放していても、結果としては女子のみとなっている高校も全国に散在する。以下に、県の規則等では生徒定員の性別を指定してはいないにもかかわらず女子のみとなっている若干の例をあげる。

茨城県

水戸第二, 水戸第三 (ただし音楽科に男子1名あり), 日立第二, 太田第二, 下館第二, 結城第二, 石岡第二, 大子第二。

静岡県

静岡城北 (通信制課程に多数の男子あり), 沼津西, 清水西, 大仁, 三島北, 磐田北, 吉原, 藤枝西。

「女子高校」を名のっている公立高校もある

「女子」の文字を校名中にふくむ県立高校は、宮城(9)、福島(11)、栃木(9)、群馬(10)、埼玉(9)、千葉(3)、新潟(3)、富山(4)、石川(2)、岐阜(5)、奈良(1)、大分(1)、鹿児島(1)の13県68校で、女子のみの県立高校の半数を占めている。このうち県の規則で「女子のみ」と定めているのは宮城、群馬、栃木、埼玉などひじょうに少なく、富山県のように生徒募集要項で「女子のみ」と指定する県、福島県や岐阜県のように「女子」を名のる高校についても県の規則や生徒募集要項では性別を指定していない県が多い。たてまえでは男女に門戸を開放しているわけであるけれども、その実質は男子排除型というべきタイプである。なお市町村立高校でも17校が「女子」を校名に名のっているので、「女子」を校名にうたった公立高校は合計85校にのぼる。

なお、学校名ではないけれども、島根県の松江、浜田、出雲の3県立商業高校に「女子経済科」が設置されていることをつげくわえておく。いずれも在籍者は女子のみである。学科名に「女子」を名のっている例は、これ以外にはないようである。

私立高校でも共学校がふえている

本稿は私立学校を考察の直接の対象としないが、趨勢だけを確認しておく。

私立高校は1955年には893校(全高校の27.1%)あったが、次第に増加して1990年には1305校(全高校の24.4%)となった。

1955年当時最も多かったのは女子のみの高校459校で、全私立高校の51.8%つまり過半数を占めていた。女子のみの私立高校は一時期547校(1966年)まで増加したが、その後減少して1990年には501校(全私立高校の38.4%)まで減少した。しかしその減少傾向は緩慢であり、「女子校は衰退する兆しもない」(荒井とみよ「女子教育の位置」, 女性史総合研究会編『日本女性生活史 第5巻 現代』1990年, 東京大学出版会, 168頁)といわれる所以である。

これに対して男女ともにいる「共学校」は、1955年には232校で、これは全私立高校の26.0%に過ぎなかった。しかし「共学校」はその後ほぼ一貫して増大し続け、1988年にはついに女子のみの高校を上まわり、1990年には533校(全私立高校の40.8%)に達した。共学問題という点からみた私立高校の最も重要な特徴は、「共学校」がふえ続けて4割にも達していることである。

私立の男子のみの高校は1955年には202校(全私立高校の22.6%)であった。その後男子のみの高校は僅かずつ増加し続けて1986年には272校に達した。しかし「共学校」の増加のテンポの方が大きかったので、この年の男子のみの高校の比率は21.1%であった。その後男子のみの高校は僅かずつ減少して1990年には252校になり、それが全私立高校に占める比率も19.3%まで下った。

別学校が多かった私立高校でも「共学校」がふえ続けていることが、現代の大勢となっているといえよう。

専門学科では男女の偏りが大きい

趨勢としては共学はすすんでいるけれども、学科別にみると、男女の構成比に著しい差が目立つ(表3)。

普通科については、ほぼ男女の均衡がとれている。これは、公立高校だけについてもいえる。しかし、前述のように、男子のみあるいは女子のみの普通科が公立高校にも若干存在している。普通科でも職業学科でもない「その他の学科」も、女子の方がやや多いけれどもほぼ均衡がとれている。職業学科では事情が違う。

職業学科では最も生徒数が多い商業科では、男子約17万名に対し、女子は約41万名(全体の70.6%)と、女子の方が圧倒的に多い。公立高校においても男子11.7万名に対して女子28.5万名(全体の70.9%)となっている。

商業科については、男女に平等に門戸を開放しているにもかかわらず女子の方が多という問題のほかに、私立高校のみならず少数ではあるけれども、富山県の高岡商業のように公立高校の一部にも一部の学科の入学者を女子に限っている例もある。なお商業に関する学科を小学科別に見た場合、商業科(1,056)、情報処理科(216)、経理科(58)について多い事務科(45)においては、『全国高等学校便覧』によると女子のみの学科が異常に多く、僅かにせよ男子も在籍しているのは8学科に過ぎないことに注目しておきたい(カッ

高校における男女共学の現状と家庭科

表3 公立高校の学科別生徒数（本科のみ、全日制＋定時制）（1990年度）

	男女計 (A)	同左の比率	男 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$	女 (C)	$\frac{B}{A} \times 100$
普通	2,905,930	72.7	1,441,577	49.6	1,464,353	50.4
農業	153,276	3.8	102,648	67.0	50,628	33.0
工業	384,570	9.6	362,043	94.1	22,527	5.9
商業	402,622	10.1	117,346	29.1	285,276	70.9
水産	15,957	0.4	13,979	87.6	1,978	12.4
家庭	92,128	2.3	602	0.7	91,526	99.3
看護	10,028	0.3	14	0.1	10,014	99.9
その他	33,879	0.8	17,180	50.7	16,699	49.3
	3,998,390	100.0	2,055,389		1,943,001	

（『学校基本調査』による）

コ内は1990年現在の学科数でいずれも文部省職業教育課調べ。女子のみの事務科の設置されている学校のうち12校には、事務科に対応するかの如くに男子のみの学科が併置されている。商業に関する学科である事務科が家政科と同様な意味で女子向き学科であるとは到底考えられないし、女子商業を名のる学校に置かれている学科を別として、規則等により事務科を女子のみと指定している県はほとんどないようにおもわれる。それにもかかわらず女子のみの事務科が多数存在していることについては、1960年代末から1970年代にかけて商業に関する学科の多様化・細分化がはかられた際に、いくつかの県で「女子向き」「男子向き」といった学科や類型の開設が企図された経緯もあるので（全国商業教育研究協議会編『高校商業科「小学科」制の現状と問題点を究明する』1972年）、今日なお、この事務科に女子を集中せしめる作為が行われているのではないかという疑惑を禁じ得ない。なお、事務科は近年減少傾向にある。

工業科では男子約46万名に対して女子は2.6万名（全体の5.4%）に過ぎない。公立高校に限ってみても、男子約36万名に対し女子は2.2万名（全体の5.9%）に過ぎない。工業科の大部分は男女に平等に門戸を開放しているから、この状況は、女子が工業科を極端に敬遠していることをしめしている。

農業科には、男子約10万名に対し、女子は職業学科としては比較的多い約5万名（全体の33.0%）が在籍している。農業科を置いている私立高校は無視し得る程に少ない。農業科に女子が予想外に多いのは生活科のようなほとんど女子しか入学しない小学科があるからであり、各小学科単位でみると女子がほとんどいない学科も少なくない。なお後述のように、県の規則や

生徒募集要項により生活科や生活科学科の入学者を女子に限定している例もある。

学科家庭科には約13.2万名が在籍している。このうち男子は4,726名（全体の3.6%）に過ぎず、ほとんど全部が女子で占められている。公立高校の学科家庭科に学ぶ者は9.2万名のうち男子は602名（全体の0.7%）に過ぎない。学科家庭科についても、公立高校であっても、群馬県のように県の規則により入学者を女子に限っている県がある。学科家庭科は、後述の看護学科とは違って職業学科としての性格が薄弱であるという点でも問題が多い。

水産科の生徒は全体として約1.6万名に過ぎず、私立高校で水産科を置く学校は無視し得る程少ない。このなかで女子は2千名弱（12.4%）に過ぎない。ほとんどの学校は男女に平等に門戸を開放しているにもかかわらず、結果として女子が1名もいない水産科は多い。この状況は女子が水産科を敬遠していることをしめしている。

看護学科に学ぶ生徒は国公私立あわせて約2.4万名で、うち男子は102名（0.4%）、公立のみでは1万名中14名と男子は無視し得る程に少ない。高校の看護学科（すべて衛生看護科を名のっている）は準看護婦養成を目的としており、看護婦や準看護婦は女性のしごとという既成観念があるからであろう。しかし、群馬県が規則により学科家庭科や生活科の入学者を女子に限定しているのに、衛生看護科については男女に門戸を開放していることは興味深い。

職業学科生徒の男女の構成比は、大部分の学科が男女に平等に門戸を開放していることからみて、女子自身の進路選択のあり方になお著しい性役割意識が残っていることを示唆しているといえよう。

別学校もある市町村立高校

『全国高等学校便覧 1991年版』により調べた市町村立高校(組合立をふくむ、本校のみ。以下同じ)のうちの在籍生徒が「男子のみ」あるいは「女子のみ」の高校数は表2の如くである。

1990年に市町村立高校は264校あり、このうち「男子のみ」は15校(全市町村立高校の5.7%)である。このうち宮城県の仙台商業と岐阜県の岐阜商業の2校をのぞく13校は、すべて工業高校である。これらは、規則で男子のみと定めているのではなく、女子が1人も入学しないために結果として男子のみになったものとおもわれる。たとえば群馬県の市立渋川工業高校にはこの調査の時点で女子が1名在籍しているので、同校は男女に門戸を開いていることがわかる。

「女子のみ」の市町村立高校は29校(全市町村立高校の11.0%)で、「男子のみ」の高校より多い。このうち17校(全市町村立高校の6.4%)は校名に女子校であることをうたっているため、少なくともこの17校は初めから男子を排除していることがはっきりしている。残りの12校の設置学科別内訳は、学科家庭科のみ4、普通科+学科家庭科3、普通科のみ2、商業科のみ1、普通科+衛生看護科1、普通科+商業科1である。小規模校が多いから、結果として「女子のみ」となった学校が多いのかも知れない。

女子向き学科とされている学科家庭科

職業学科のうち女子の遍在が著しい学科は、学科家庭科(「家庭に関する学科」をさす)、「農業に関する学科」のうち的生活科およびこれに類似する学科、衛生看護科の3つである。公立高校の学科家庭科の1990年の在籍者の男女別内訳は、表4の如くである。

公立高校学科家庭科に学ぶ男子は全部で602名に過

表4 公立高校の学科家庭科在籍者の男女別内訳(1990年)

	計	女	男
計	92,128	91,526	602
家政関係	74,395	74,341	54
被服関係	10,370	10,304	66
食物関係	3,753	3,367	386
調理関係	117	22	95
保育関係	1,833	1,833	—
その他	1,660	1,659	1

(『学校基本調査』による。)

ぎず、しかもその過半数は食物関係の学科に集中しており、これに調理関係の学科の在籍者(95名)をくわえると、481名(79.9%)に達する。結論をさきに言えば、食物関係や調理関係の学科には厚生省の指定を受けていて調理師免許を取得できる学科があり、そういう学科には男子も進学するのである。これらの学科では男子が女子より多いことが、この間の事情を端的にしめしている。換言すれば、男子はこれら以外の学科を女子向き学科と見なし、見向きもしないわけである。

食物、調理関係以外の学科家庭科は女子向き学科とみなされている。これは強固な、伝統的な観念に支えられている。しかしそれだけではない。管下すべての高校・すべての学科を、規則や生徒募集要項で「男子のみ」「女子のみ」「男女」に区分している宮城県、群馬県、栃木県、富山県では、家政関係の学科すべてを「女子のみ」としている(この4県には食物・調理関係の学科はない)。家政科は女子用学科であることが公的に確認されているわけである。同様に管下すべての高校・すべての学科につき「男子のみ」「女子のみ」「共学」の区分をしている埼玉県は、家政科、保育科については「女子のみ」とし、服飾デザイン科、食物調理科については「男女共学」と指定している。ここでも家政科、保育科は女子用学科であることが公的に確認されているわけである。あえていえば、女子差別撤廃条約第10条C項に抵触する疑いすらあるこのような性別指定には、いささかの疑問を禁じ得ない。ちなみにいえば、同県でそれぞれ2校に設置されている服飾デザイン科と食物調理科にはいずれも男子が在籍し、ことに食物調理科では男女が拮抗している。

学科家庭科についても大部分の都道府県は、たてまえとしては男女に門戸を開いている。しかし、一部にせよこれら学科を公的に「女子のみ」と指定している県があってもそれが問題とならない状況のあることは、これら学科が女子向き学科であることが広範に認められている証拠の一つとしてよいであろう。

ところで、学科家庭科が基本的には女子向き学科であることは、学習指導要領等の公的文書自体が認めてきたところであった。つぎにこの点につきのべる。

1960年改訂の高等学校学習指導要領は、教科としての「家庭」の目標を、「家庭を経営する者としての立場から家庭生活の改善向上を図り、進んで……」と規定している。また同学習指導要領は、この改訂で新設された科目「家庭一般」の目標を、「家庭経営の立場から家庭生活全領域にわたる知識理解を深め、……」

と規定している。この場合、「家庭を経営する者」「家庭経営の立場」がキーワードである。「家庭を経営する者」ということばが、「主婦」をさすことばとしてまず1959年の中央産業教育審議会建議「高等学校における産業教育の改善について」の中で用いられ、これが学習指導要領に採用され、定着してきた経緯はすでに詳細に解明されている（朴木佳緒留「家庭を経営する主体のとらえ方」、三東純子編『21世紀のライフスタイル』1991年7月、92～96頁）。注目すべきことはこの60年改訂では主婦養成が「家庭一般」のみでなく教科「家庭」の目標に位置づけられていたことである。また1962年の中産審の建議「高等学校家庭科教育の振興方策について」は、「家庭に関する学科は、専門教育を行なうと同時に、他のいずれの学科よりも、家庭婦人の育成としての性格が強い」とのべていた。また1962年5月刊行の『高等学校学習指導要領解説 総則編』は、「農業に関する学科のうちの生活科や家庭に関する学科」は「主として女子を対象として農村の中堅婦人や家庭婦人、女子職業人の養成を目標としている」とのべていた（91頁）。これらの点からすれば、学科家庭科が女子向き学科と観念され、一部の県で女子のみの学科としたりすることは、当然であった。

その後も、1989年改訂をふくむすべての高校学習指導要領では、「家庭経営の立場から」ということばは、女子のみ必修が明確にされた「家庭一般」のなかに生き続けてきた。また、1960年以來のすべての高校学習指導要領において、「家庭一般」は、すべての学科家庭科の共通基礎科目として位置づけられてきた。学科

家庭科はこのような経過からも女子向き学科として位置づけられてきたということが出来る。

生活科も女子向き学科である

公立高校の農業に関する学科の在籍者の男女別内訳は表5の如くである。

女子は農業に関する学科の約3分の1を占めている。その過半（58.1%）は生活関係の学科に在籍している。農業に関する学科においても、生活関係学科をのぞくと女子の比率は13.8%に過ぎず、工業科と同様に女子の少ないことが問題となる。しかしここでは生活関係学科に焦点をあてよう。

生活関係学科（以下、生活科と略す）の生徒の99.3%は女子である。生活科が女子向き学科と観念されていることは、学科家庭科の場合と同様である。ところで、生活科は、男女に門戸を開いているのに結果として女子しか入学しないというだけではない。すなわち規則あるいは生徒募集要項により管下のすべての県立高校すべての学科に「男子のみ」「女子のみ」「共学」を指定している秋田県、宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、富山県などでは、「生活科」およびその類似学科については、すべて「女子のみ」と指定されている。生活科は、女子向き学科であることが公然と認められているわけである。

その専門科目の過半を「家庭」関係の科目で占めている生活科が農村の主婦養成を目標としてきたことは、生活科の前身の「農村家庭課程」（1962年までは今日の「学科」を「課程」と呼んでいた）以来、公然たる事実であった。たとえば、生活科の新設を建議した

表5 公立高校の農業科在籍者の男女別内訳（1990年）

	計	男	女
計	153,276	102,648	50,628 (33.0)
農業関係	35,630	31,276	4,354 (12.2)
園芸関係	24,421	18,541	5,880 (24.1)
畜産関係	7,600	6,566	1,034 (13.6)
蚕業関係	117	61	56 (47.9)
食品製造関	16,213	10,270	5,943 (36.7)
農業土木関	12,280	12,063	217 (1.8)
農業機械関	2,149	2,120	29 (1.3)
造園関係	6,639	6,149	490 (7.4)
林業関係	7,974	7,785	189 (2.4)
生活関係	29,654	217	29,437 (99.3)
その他	10,599	7,600	2,999 (28.3)

（『学校基本調査』による）

1959年の中産審の「高等学校における産業教育の改善について」の建議は次のようにのべていた。

女子の農業教育については、特に農家の主婦となるべき者をいっそう充実するため、現行の農村家庭課程に検討を加えて「生活課程」(仮称)を新設し、これを農業課程に併置するようにする。

これを前述の『高等学校学習指導要領解説 総則編』の記述とあわせてみると、生活科が女子のみで占められるのは、当然の帰結であったといえよう。

なおついでに言えば、群馬県は生活科以外の農業学科についてはすべて「共学」と指定している。しかし、その大部分の学科に結果として女子はいない。他方、埼玉県や宮城県は、ある学校の農業科を「男子のみ」、他の学校の農業科を「共学」とするなど、学科の種類とは異なる原理で指定しているごとくで、その理由は規則だけでは推測できない。

県の規則ではすべての学科を男女に開放しているある県のある農業高校が中学校に配布した「学校案内」には、農業科 男女〇名、農業機械科 男子〇名、園芸科 男女〇名、食品化学科 男女〇名、生活科 女子〇名と表示されていた。学校レベルでの男子拒否型、女子拒否型ともいふべきこのタイプは、調べると意外に多いのかも知れない。

ほとんど女子のみの衛生看護科

公立高校の衛生看護科に在籍する男子は14名(全体の0.1%)に過ぎない。これは、この科が養成することを目標とする準看護婦が女性の職業と観念されてきたことに関連する。それにしても、明確な職業教育の性格をもつ衛生看護科を秋田県、宮城県、栃木県、埼玉県、富山県などが規則あるいは生徒募集要項により「女子のみ」と指定していることには疑念をいだかざるを得ない。この点で、学科家庭科や生活科を「女子のみ」としている群馬県が衛生看護科(通信制課程)を「共学」としていることは興味深い。

女子が敬遠する工業科、水産科

公立高校の工業科に在籍する女子は工業科全体の5.9%、水産科に在籍する女子は水産科全体の12.4%に過ぎない。栃木県や群馬県も県立高校工業科のすべてを「共学」と指定しており、公立高校で工業科を「男子のみ」と指定している例は、ひじょうに少ないとおもわれる*。それにもかかわらず、現実には、女子が1名もいない工業関係学科、水産関係学科は少なくない。ここに、「男子のみ」の高校が存在する重要な要因の一つがある。ここには、女子の性別分業意識

が顕著に見られるといえよう。しかし、25年前の1965年には、工業科の女子は1.9%、水産科の女子は3.4%に過ぎなかったから、工業科や水産科に進学する女子が増えていることの方が、ここでは重要だということもできる。

*その僅かな例に注目してみると、埼玉県では、工業高校16校中2校の機械科と電気科を「男子のみ」とし、他の学校の工業科をすべて「共学」としている。宮城県では1校をのぞく大部分の機械科を「男子のみ」とし、電気科については「男子のみ」と「共学」とが半ばするように指定するなど、規則だけでは理解しにくい指定をしている。

公立高校における「男子のみ」「女子のみ」の学校・学科の存在形態のまとめ

男女共学については実態調査、理論研究ともにひじょうに乏しい事情にかんがみ、本稿では、国公立高等学校に限って、「共学」「別学」の実情を素描してきた。その結果、以下のような論点を指摘することができるようにおもわれる。

基本的な傾向としては、在籍生徒が「男子のみ」あるいは「女子のみ」の高校は減少し続け、「男女ともいる」その意味での「共学校」が1990年には94%に達していることが注目される。「男子のみ」「女子のみ」の別学校が多かった私立高校でも「共学校」が4割に達している。私立女子校の存在は根強いけれども、「共学校」化は歴史の大勢となっているといえる。それだけに、公立高校に、「男子のみ」の高校81校、「女子のみ」の高校166校(合わせて全公立高校の6.6%、この数は『学校基本調査』による)における別学の存在形態が問題となる。

第1に、県教委(や市教委、以下では県教委で統一する)が、若干の学校・学科を「男子のみ」あるいは「女子のみ」と指定している場合が注目される。このタイプは、県教委による「女子拒否型」あるいは「男子拒否型」といえる。一部にせよ県の規則でこの方式をとり入れている県は、宮城、群馬、埼玉、千葉(男子拒否型のみ)などで、ひじょうに少ない。また、青森、秋田、富山などのように県の規則では性別を指定せず、県が公表する「生徒募集要項」で性別を指定している県がある(女子のみとする場合が多い)。これも拒否型の一つである。しかし他方、県立高校のすべてを「女子拒否型」あるいは「男子拒否型」としている県は存在しない。なかには、何らかの事情で管下の1校のみ(東京、秋川高校、男子のみ)、2校のみ(岐阜県、高山高校、羽島高校の定時制普通科、両者とも

女子のみ)につき性を指定しているような場合も僅かにある。

たとえ歴史的事情があるにせよ、公立高校において別学を強制していることには、発足後すでに40数年を経た今日においては疑問があるといわざるを得ない。

第2に、規則では「男子のみ」「女子のみ」と指定していないのに、「男子のみ」「女子のみ」となっている学校がある。このタイプの「別学校」にはいくつかの類型がある。

①「〇〇女子高校」を名のる高校は、都道府県立68校、市町村立17校にのぼる。そのすべてが県や市等の規則や生徒募集要項によって男子を拒否しているわけではないというものの、現実には男子は在籍せず、また過去に男子の入学がなかったのは当然であり、拒否型に近い効果を発揮している。こういう県では、その女子高校の近隣に、「男子のみ」あるいはそれに近い程度女子の少ない高校がある。

② 県下の若干の、いわゆる伝統校に実態として「男子のみ」あるいは「女子のみ」の高校が存在する場合。東北地方、北関東の県に多い。山形県、福島県、栃木県などでは、この両方のタイプの高校が存在する。

秋田県、茨城県、静岡県、千葉県などのように、いわゆる伝統校を中心に「女子のみ」の学校があるのに、近隣の男子系伝統校には僅かでも女子が入学しているために「男子のみ」の高校がない場合もある。これらは、「男子のみ」の高校にくらべて「女子のみ」の高校の方が多くなっている要因の一つである。

③ 設置されている学科の種類によって、いわば結果として「男子のみ」あるいは「女子のみ」となっている場合。

A. 男子のみの場合——工業科のみの学校、農業科のみで生活科を併置していない学校、および養殖、水産加工関係の学科を併置していない水産高校に多い。この種の学校には僅かにせよ女子が入学する年があるので、男子のみと固定されているわけではない。ただし富山の水産高校のように漁業科、機関科を男子のみと指定している例もある。

B. 女子のみの場合——学科家庭科、衛生看護科のみの学校の大部分。食物関係、調理関係の学科を併置していない限り、男子が入学することは滅多にないので、Aとは違って「女子のみ」学校として事実上固定されていることが多い。

第3に、上記③から推測されるように、たとえ学校としては「男女ともにいる」「共学校」であっても、設置されている学科の種類によっては「男子のみ」あ

るいは「女子のみ」の学科もあることが注目される。このタイプは、学校単位でみた「男子のみ」あるいは「女子のみ」の学校数統計には表われない場合が多いことにも留意する必要がある。

④ 個々の高校の学科ごとに「男子のみ」「女子のみ」あるいは「共学」を指定しているのは、青森県、宮城県、群馬県、埼玉県などひじょうに少ないようにおもわれる。「共学」と指定することに問題はないが（これらの県でも、共学と指定している場合の方が多い）、ことさらに「男子のみ」あるいは「女子のみ」と指定することには疑問がある。

これらの県の別学指定の内容をみると、まず、女子向きとみなされる学科——学科家庭科、農業の生活科——はすべて「女子のみ」と指定されていることが注目される。それ以外の学科は、機械科に「男子のみ」と「共学」とがあり、「商業科」に「女子のみ」と「共学」とがあるなど、学科の種類によって性を指定しているわけではない如くである。つまり、工業系の学科、生活科をのぞく農業科のすべてが女子を拒否しているわけではない。しかし、「女子のみ」と指定した工業系学科、農業学科（生活科をのぞく）はない。ちなみにいえば、私立高校には、福島県の尚志（旧日本女子工業）高校のように、工業科でも入学者を女子に限っている例がある。

⑤ 県の規則が「女子のみ」と指定していないにもかかわらず、「女子」の名を校名にもつ公立高校に設置されている学科は、普通科、商業科、学科家庭科、衛生看護科である。換言すれば、この種の学校には、普通科、商業科を別として、併置される学科は、女子向きとみなされている学科が多いのである。

⑥ 県の規則ではなく、県の生徒募集要項の段階、場合によって学校が独自に作る「学校案内」のようなもので、学科家庭科、生活科、衛生看護科の生徒定員を「女子〇名」と指定し、これらの学科が男子拒否型ともいうべき女子向き学科であることを表示している事例は秋田県、富山県など少なくない。

これに対し、生徒募集要項の段階で特定の学科を「男子△名」と表示する事例はひじょうに少ない。男子のみの学科より女子のみの学科の方が多くなる要因の一つである。

国公立高校における「別学校」解消への可能性——若干のまとめ

公立高校における別学の存在構造につき、主として数量的な面と、その規則等の面から問題点を解明してきた。すべての都道府県の規則等を調べたわけではな

いし、調査項目もひじょうに少ないという重大な限界はある。それにもかかわらず、法令による禁止型がなくなって「共学」が大勢となっている今日、なお僅かに残っている「男子のみ」「女子のみ」の公立高校については、以上の考察から、少なくとも三つの重要な課題が指摘されるようにおもわれる。

その第1は、発足後40数年を経、「女子差別撤廃条約」が締結批准された今日、規則等の公的措置による場合はもちろん、実態としてそうなっているに過ぎないといわれる場合もふくめて、普通科高校に「男子のみ」「女子のみ」の高校が存在することをどう克服するのかという問題である。

第2は、特定の学科に男女の偏りが大きい実態をどう克服するかという課題である。男女共学は、制度上において男女に門戸を開くこと自体が重要であることは論をまたないが、同時に、それを実質化することが必要である。門戸を開いている工業科に必ず女子が入るようになれば、それだけでも、「男子のみ」の高校は激減する筈である。

第3は、たんに結果としてそうなっているというだ

けでなく、いくつかの県では規則のレベルにおいても公然と女子用学科とみなされている学科家庭科や生活科をどう考えるのかという問題である。この問題は、第1、第2のそれとは違って、その学科の存在そのもの、あるいはその学科の専門教育の最も重要な構成要素たる教科「家庭」科や、「家庭」に属する科目が女子用として構成されてきたことと密接に関係しており、調理関係、服飾関係のような職業教育の色彩の強い小学科を別とすれば、工業科の事情とは違って今後男子の入学を期待することが困難な学科である。

現代の公立高校における女子のみの学校、女子のみの学科という「別学」の存在は、「家庭」科をふくむ女子教育のあり方、家庭科教育にそくしていえば家庭科への可能性をどこにもとめるかを改めて問うているといえよう。

〔付記〕

いちいちお名前をあげないけれども、規則等の調査にご協力下さった各県教育委員会所管課の方々に謝意を表す。

The Present State of Co-education in High School

Susumu SASAKI*

This paper analyzes the present state of co-education in Japanese upper secondary schools (high school). In 1990, there were 5,506 high schools in Japan: 17 national, 4,177 public, and 1,312 private. National high schools are co-educational except for two schools. Many private high schools have separate systems by sex. But there, we discuss about only public high schools. Before World War II, only primary schools had co-education in all school systems. But even in primary schools only girls could study sewing. After graduation from primary school, schools which boys or girls could enter were separate by sex. For example in the field of secondary education, middle school was for boys, girl's high school was for girls, and in vocational school the courses were separated by sex.

After World War II as a result of the reform of the educational system, the right to education became equal for both sexes. Girls were able to enter into all types of schools the same as boys. The Fundamental Law of Education (1947, Law No. 25) prescribed "Men and women shall esteem and cooperate with each other. Co-education, therefore, shall be recognized in education." (Article 5). Co-education was adopted in all national and public primary and lower secondary schools. But in the field of public high schools some variation appeared.

Eighty-eight percent of public high schools adopted co-education early in 1950. Then co-education in the public high schools increased slowly, and in 1990 in 93.9% of public high schools boys and girls studied together. Co-education became common in public high schools. But even now in a few public high schools separates systems by sex exist. In 1990 in 81 public high schools (2.0% of total public high schools) were for boys only, and 166 public high schools were for girls. Some prefectural boards of education such as Miyagi, Gunma, and Saitama designated boys (or girls) only for some high schools by regulation. And the names of 67 public high schools (1.7% of total public high schools) contained the word "girls' high school."

The percentage distribution of enrollment by sex is almost fifty-fifty up to high school. On the other hand, in high schools there are many kinds of courses. Most courses were opened for both sexes. But in some courses the ratio of boys to girls was not fifty-fifty. In general courses, the number of boys and girls nearly equal. In commercial courses, the number of boys is less than girls. The percentage distribution of girls in technical courses was 5.9, and in agricultural courses 33.0. In some technical or agricultural courses, there are no girls.

In home economics courses, there are few boys because these courses are considered for girls. In fact, in the "Course of Study for High School" home economics courses are prescribed for females only. Some prefectural boards of education such as Miyagi, Gunma and Saitama have regulations which permit only girls to enter these courses.

* Professor, School of Education, Nagoya University.